

## 会 議 記 録

会議名称	平成 14 年度第 3 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 14 年 12 月 5 日 ( 木 ) 午後 6 時 06 分 ~ 午後 8 時 20 分
場 所	西棟 6 階 第 6 会議室
出席者	委員 根建、町田、山本、吉川 区側 政策経営部長、財政課長、経理課長、区民生活部管理課長、行政評価担当副参事
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 杉並区における総合評価一般競争入札制度の概要</li> <li>2 杉並公会堂 P F I 事業における総合評価一般競争入札の経過について</li> <li>3 杉並公会堂 P F I 事業審査委員会設置要綱</li> <li>4 杉並公会堂改築並びに維持管理及び運営事業落札者決定基準</li> <li>5 審査委員会選定経過</li> <li>6 区民生活委員会・会議要点記録</li> <li>7 入札が 1 社のみであった場合の取扱いについて</li> <li>8 主な P F I 事業案件入札概要</li> <li>9 P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン (一部抜粋)</li> <li>10 自治事務次官通知</li> <li>11 公会堂 P F I 事業経費 従来方式と P F I 方式の比較について</li> </ol>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 議事 杉並公会堂 P F I 事業における総合評価一般競争入札に係る外部評価 (1) 本事業を実施する民間事業者の募集及び選定に関し、総合評価一般競争入札を適用したことについて (2) 入札参加者が 1 社の場合における入札の有効性と競争性について</li> <li>3 その他 今後のスケジュールについて</li> <li>4 閉会</li> </ol>

## 杉並区外部評価委員会 委員名簿

氏 名	所 属
瀬 口 清 之 せ ぐち きよ ゆき	日本銀行政策委員会室調査役
根 建 伸 子 ね だて のぶ こ	株式会社キャリアネットワーク取締役 財団法人21世紀職業財団(労働省)「ポジティブアクションを促進するための研究委員会」委員
町 田 幸 威 まち だ こう ぞう	日本公認会計士協会杉並地区会副会長 前財団法人杉並区まちづくり公社監事
山 本 清 やま もと きよ	国立学校財務センター研究部教授 (前岡山大学経済学部教授) 総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」委員 財務省「政策評価の在り方に関する懇談会」委員
吉 川 富 夫 よし かわ とみ お	財団法人東京市政調査会研究部次長 中央大学大学院公共経済学兼任講師

会議録中、委員名は原則として「会長」または「委員」と表記されています。

会長 それでは、第3回の杉並区外部評価委員会をただいまから開かせていただきます。きょうは傍聴者が出ていますが、これについての処理は、規定的にはどうなるわけですか。別に問題はないですか。

政策経営部長 原則公開としておりますので。

会長 はい。では、そういうことで。

それと、きょうご欠席の委員がおられますが、その方のご意見は議題の中で扱うということによろしいでしょうか。

政策経営部長 はい、事前にコメントはいただいております。

会長 では先に、きょうの議題は杉並公会堂PFI事業における総合評価の一般競争入札に係る外部評価ということでございますが、まず最初に、政策経営部長からごあいさつということですか。

政策経営部長 もう議題はおっしゃっていただきましたので、専らきょうはその件についてのご審議をいただくということでございますので、経理課長と担当の区民生活部管理課長の方から、概要についてご説明をさせていただきます。

会長 ちょっとその前に。きょうやるべきことというのは、要するに杉並公会堂をPFI事業でやることに一応決まって、それについての競争なり入札が透明であったかどうかということについて我々が外部評価をするということでございます。

PFI事業というのは最近出てきた事業でございます。民間事業者が施設の設置並びに管理運営をやって、何年後かに、長期間20年とか30年後に区に移転するということになります。あるいは、最初に買い取るという方式も、いろいろあるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、毎年度、区がそのサービスを購入するというパターンでございます。従来型のその公共事業ですと公共事業をやるときに大きな金がかかるわけですが、それが平準化になったり、あるいは民間事業者にやることによって、経済的あるいは効率的あるいはより効果的な事業ができる可能性があるということで注目されているということでございます。

前段はそれぐらいにいたしまして、先に事務局の方から、このPFI事業に係ります概要につきまして、30分から40分程度でご説明をお願いしたいと思います。事前に各委員の方も一応お読みいただいていると思いますが、ポイントをかいつまんでご説明願いたいと思います。よろしく申し上げます。

経理課長 はい、承知しました。経理課長の原でございます。よろしく申し上げます。

既にお手元には事前にお配りしたものと、きょう調整して新たに追加してご配付してある資料と、二通りございます。

これまで事前にお配りしておりました資料でございますが、杉並区における総合評価の一般競争入札制度の概要、以下でございますが、杉並区におきましては、この総合評価の一般競争入札制度を予定価格3,000万以上の工事の請負、あるいは委託といったものに適用することとしておりまして、その際、実施に当たりましては、落札者の決定基準あるいは学識経験者からの意見の聴取を一つの前提として進めていく。また、それにつきましてはそれぞれ入札の公告という形で事前に公表していくという内容をとってございます。

また、このPFI事業を杉並区の公会堂で行うといったものにつきましての経過でございますけれども、これにつきましては後ほど所管の課長の方から申し上げます。

また、このPFI事業で今申し上げました実質的な落札基準を審査していくための審査委員会の設置要綱と名簿、これも事前にご配付してございます。

また、その審査委員会におきまして具体的な項目、細目にわたりまして決めていくための落札者の決定基準・項目も、きょうご配付してございます。また、今回の審査委員会の選定経過、既に5回の審査委員会を開きまして、せんだって一定の講評をまとめた。これも後ほどご案内申し上げます。

そしてまた、今回のこの事業を行うに当たりまして、この総合評価一般競争入札を適用する、またその適用の結果として1社となったというものについての議会サイドの意向、あるいはご意見といったものが今議会の区民生活委員会の会議録の要点でございますが、これを事前にご配付したものでございます。

また、資料7といたしまして、いわゆる一般的な行政解釈の中で、この一般競争入札において入札者が1名だったという場合にどのように考えていくべきかといったもののいわゆる考え方が書いてございます。この中には、応札する以前の段階で手を挙げるか否か、参加するかしないかといった自由な選択がその過程で行われているということから、この一般競争入札においては、いわゆる内在的な競争といったものが応札以前に行われている。であるがゆえに、実質的に審査をするといった場合には、より厳しいものが求められると。そういった趣旨のことが書かれているものでございます。

また、資料8におきましては杉並区を含めまして、他団体のこれまでのPFIの適用事業、これを羅列して比較したものをお示ししてございます。またこれにつきましては、近々補足したものも含めて席にご配付申し上げておりますので、詳しくご説明申し上げます。

いと思います。

以下、このPFI事業のプロセスに関するガイドライン、あるいは次官通知、あるいはこのPFI事業の概要、法律等といったものを事前にご配付させていただいているものでございます。

次に、きょう新たにご配付申し上げた方に移らせていただきますが、まず、頭1枚目にあるかと思いますが、区議会議員2名連名で、この杉並公会堂の改築事業のこの入札に關しての外部評価についての要請ということで、記載のような内容でもって要請文が提出されておりますので、委員の皆様にご配付申し上げます。

また、本日、ご欠席の委員から、あらかじめ意見書という形で考えをまとめた、いただいたものをちょうだいしておりますので、これもあわせてご配付申し上げます。

審査委員会の名簿も改めてご配付申し上げるとともに、先ほど申し上げました他団体、主なPFI事業の概要ということで、今回、国分寺市を加えたものを新たにお配りしてございます。と同時に、いわゆる落札率、予定価格に対しての応札額ということで、この表の最も下部の部分でございますが、ここに落札率を掲載したものをお示ししてございます。

また、資料11と書いてございますが、これは事前にファクスで追加でご送付申し上げましたが、従来方式とこのPFI方式による積算、改めてこれの比較をしてございます。

そのほか、先ほど申し上げました今回の審査委員会における提案審査の公表のまとめ、そのまとめに当たってそれぞれ基礎審査、そしてまた、定量化審査のそれぞれの細目、225項目にわたる細目についての中身をそのままお示ししてございます。

具体的な中身につきましては所管の管理課長の方からご説明申し上げます。

会長 ありがとうございます。

それでは、続いてよろしく申し上げます。

管理課長 区民生活部の管理課長の村上でございます。よろしくお願いいたします。

会長 どうぞお座りください。

管理課長 それでは私の方から、きょう席上にお配りしました書類を中心にご説明申し上げます。

まず、主なPFI事業案件入札概要というのをごらんいただきたいと思います。A4の横の表でございます。

現在、全国で130件ぐらいのPFI事業の案件があると言われております。その中で決定したもの、まだ一部決定していないもの、調布市の調和小学校から始まりまして神奈川

県の近代美術館、それから神奈川県海洋ゾーン等々でございます。それで、先ほど経理課長からもご説明しましたように、過去におきましては落札率は低かったわけでございますけれど、ここ数年の傾向を見ますと、神奈川県海洋ゾーン施設から約99%から98%台と推移してございます。それから、過去は、やはり入札グループがかなりの数に及んでおりましたけれど、先ほど申し上げましたように近年PFI案件が数多く出てきたという理由もあろうかと思っておりますけれども、入札グループが多くないというふうな傾向が見られます。それは、今、私がお話ししましたことからこの表を読み取っていただければと思います。

それから、次の資料11をごらんいただきたいと思っております。これは公会堂のPFI事業経費従来方式、区が直接建てて直営でやった場合と、いわゆるPFI方式でやった場合の経費の積算表でございます。

経費区分は大きくは施設整備費、これは初期投資費用と資金調達コストに分かれてございまして、初期投資費用、従来方式の場合は、いわゆるプロポーザルで久米設計に委託しました基本設計に基づきまして積算した工事費を基準としております。PFI方式については、おおむねそのPFI事業で行われる一括発注、性能発注の手法により約20%の経費削減率を見込んだ額を積算してございます。それから、この資金調達コストでございますけれど、これは従来方式では過去10年間の縁故債の平均金利によって算定してございます。PFI方式では、入札公告時直近の1年間の10年ものスワップレート平均にスプレッドを加えた金利により設定してございます。それから維持・管理経費でございますけれども、これは大きく施設維持・管理費、修繕・改修、運営費、公租公課、法人税、配当金・出資金というふうな区分になってございまして、施設維持・管理費につきましては基本設計図書、それから他の公共ホールの実績等を参考に積算してございます。それから、修繕・改善費につきましては、建築設備に関するデータベース、見積もり等によって算定してございます。それから、運営費につきましては、人件費、光熱費、諸経費を算定。人件費は区の職員、非常勤職員の人件費単価により算定してございます。公租公課と法人税と配当金・出資金については従来方式では経費がかかりませんので、PFI方式の方にだけ経費として計上してございます。公租公課でございますけれど、PFI方式によりますと、これは固定資産税等の税を算定してございます。それから法人税、法人住民税、法人事業税を算定してございます。配当金・出資金でございますけれど、これはそのPFI方式で特別目的会社を設立するわけですが、その会社に対する配当金がこれくらいあるだろう

ということで算定したものでございます。それから運営収入でございますけれど、これは今回のスキームにつきましては事業者が直接その運営収入を収入するというスキームになってございまして、まず従来方式によりましては、これは区が直営でした場合の収入を算定してございます。それからホール収入は、これは直接事業者が収入として収入します。そのホールの稼働率を70から80%と計算してございます。その他、飲食とか物販収入も計上してございます。それから、留保金の運用益でございますけれど、これは積立金の基本的には利子というふうな考えでございます。この結果、サービス購入料は、従来方式でいきますと税抜きで276億6,471万8,000円、それからPFI方式の入札予定価格は260億7,603万9,000円ということになりまして、ここにそのPFI方式でやった方が経費の削減ができるという比較の表になってございます。

それから次、杉並公会堂PFI事業審査委員会名簿をごらんいただきたいと思います。これは設置要綱の下にも簡単な事業審査会の委員の方々の名簿をおつけしておりましたけれど、より詳しい名簿ということで掲載しました。なお、委員長は、NO.1の北海道大学大学院教授の宮脇先生でございます。それから、その職務代理として、弁護士でございます前田先生をお願いしております。前田先生は法律事務所の所属でございまして、この法律事務所は特に企業のプロジェクトファイナンス、それからPFI、それから企業再編等を目的とした弁護士事務所で、PFIにも非常に造詣が深いということになっております。それから3番の大東百合子さん。これは文化分野ということで、区の関係団体でございまず文化交流協会の理事長をなさっています。それから、4番の岡村一弘氏は社会教育分野ということで、東京都のPTA連絡協議会の会長ということで、利用者の立場からいろいろなご意見をいただいたということでございます。5番の村上美奈子氏は建築分野ということで、1級建築士の免許を持ってございまして、区の都市計画審議会委員もなさっております。それから、行政から、区の滝田政策経営部長と四居区民生活部長が委員としてこの審査に当たったものでございます。

それから、最後に杉並公会堂改築並びに維持管理運営事業の提案審査公表というのをごらんいただきたいと思います。

この提案審査公表につきましては、今、名簿で申し上げました7人の審査委員の方に計5回にわたり審査をしていただきました。大林グループの提案審査につきましては、最後の3回、4回、5回のそれぞれの審査をしていただきました。11月26日にこの審査委員会の審査が終わりまして、杉並区に向けてこの講評が提出されました。その全文でございます。

中を開いていただきまして、まず1ページをごらんいただきたいと思います。ここには対象事業の概要ということで、今回の杉並公会堂の改築、それから維持管理、それから運営事業の事業目的、それから施設等の概要を記載してございます。

2ページは、その事業内容の詳細部分でございます。

それから3ページにまいりまして、優秀提案選定の経過ということで、第1回の審査会が13年12月14日、それから第2回が14年4月5日、それから3回、4回、5回と、この3回で大林グループの提案された事業内容に審査をいたしました。それで11月26日に優秀提案の選定という経過を記載したものでございます。

それから、4ページにまいりまして、事業者募集選定方式ということで総合評価一般競争入札を採用したということを述べてございます。それから、参加資格審査におきましては、表3に記載のとおり、このような条件をクリアしているかどうか、審査の項目を記載してございます。

それから5ページに行きまして、3グループが参加表明を行ったわけですが、そのグループ名、代表企業、それから構成企業を掲載してございます。それから、入札につきましては結果的に9月10日に入札しまして、1グループだけだったわけですが、その入札参加者名のグループ、それから代表企業等々を記載してございます。

それから6ページにまいりまして、優秀提案選定の考え方ということで、まず審査委員会ではあらかじめ決めました選定基準に従いまして、入札参加者から提出されました提案書類を審査していただいたわけでございます。まず、アの基礎審査でございますけど、これはまず当然価格が予定価格の範囲内であるかどうかを確認した。それから、区の要求する最低限の要件、225項目にわたる要件をすべて満たしているかどうかを審査いたしました。すべての要件を満たしていることが確認された場合には基礎点として70点、1項目でも欠けた場合はゼロ点ということで、即、失格というふうでございます。それから次、質の定量化審査は、その70点をクリアした、いわゆる基礎審査をクリアした提案に対して定量化審査を行うわけでございますけれど、それぞれ提案内容が優秀である、すぐれているという場合には、表6に記載の項目、配点を行ったものでございます。

それから、7ページへ行きまして提案書類の審査結果でございますけれど、基礎審査におきましてはここにも記載してございますように、入札者が1グループであったことから特に基礎審査に重点を置いて慎重な審査を行いました。審査に当たりましては、先ほど申し上げましたように要求水準書に定める合計225項目一つ一つについて、区の要求した要



件をすべて満たしているかどうかを審査していただきました。その結果、区の求めている要件をすべて満たしているということが審査会で確認されまして、大林グループに基礎点として70点を付与したものでございます。それから定量化審査につきましては、先ほど申し上げましたように優秀であるかどうかを審査し、すぐれた優秀提案の項目については加点を付与したものでございます。それが7ページの(1)の施設計画から次ページ、8ページの維持管理及び事業計画までその内容が記載されてございます。

それから、9ページにまいりまして総評ということでございまして、3日間にわたる審査会の提案書類の審査の講評ということで、その総評が記載してございまして、最後にア、イ、ウ、エということで、優秀提案者に対するいわゆる審査会としての要望事項が記載してございます。

今申し上げました提案審査講評と一対になるものが、きょう席上にお配りしましたこの分厚い入札書類審査基礎審査表と入札書類審査定量化審査表でございます。

まず、この入札書類審査表の基礎審査表でございますけど、これは先ほど申しましたNO.1から、飛んで最後の48ページをごらんいただきたいと思いますけれどもNO.225、いわゆる要求水準書等で杉並区が要求した要件にすべて合致しているかどうか、クリアしているかどうかを、1項目ごとにこれを審査会で審査していただいた表でございます。この表に基づきまして、区が要求した225項目すべてクリアしているという結果になってございます。それから定量化審査表は、これも先ほど申し上げましたように、さらにその優秀な事業提案がなされている場合、これも施設計画から始まりまして数十項目にわたる評価項目で審査をしていただきまして、評価されるものについては丸印がつきまして、加点がなされてございます。

雑駁でございますけれども、審査講評を中心にしまして、今回の公会堂PFI事業の概略についてご説明を申し上げます。

以上でございます。

会長 事務局からの説明はそれで終わりですか。まだありますか。

政策経営部長 ええ、これで。

会長 質疑に入る前に、きょう我々が審議しなきゃいけないポイントというのは、要するにこのPFI事業について総合評価一般競争入札を適用したことが果たして妥当であったかどうかということが1点ですね。それでもう一点が、実際の入札参加者が1社になったので、その入札が有効で競争性が確保されているかどうかということであると思いますが、

その前に総合評価一般競争入札というものがどういうものかということは一応資料にはあるのですが、そこは一番のポイントですから説明をしていただいた方がいいかと思いますが。

経理課長 はい。では、私の方から申し上げます。

杉並区における総合評価の一般競争入札制度の概要、資料1でございますが、簡単にここでは書いてございますが、通常の入札は、ご存じのとおりいわゆる価格競争のみでございます。これまでの区の入札におきましても、基本的にはこの価格競争のみでやってまいりました。ただ、これからのいろいろ発注案件、今回のPFI事業のようにさまざまなその内容を盛り込んだ形の、ただ単に価格のみでは、優秀あるいは良質・優良な業者によるサービス提供を確保するための契約、あるいは入札が必ずしも実現しがたいというような観点から、総合評価、いわゆる価格競争以外の一般的な技術力あるいはノウハウ、そういったものを企業の先進的な要素を取り入れながら総合的に落札者を決めていくということでは、価格が仮に二番手以下だということであったとしても、それ以外の要素が極めて飛び抜けている、優秀であるというようなことであれば、そういったものも落札者となり得る。もちろん予定価格を下回っているという大前提のもとでございますが、そういった、いわゆる価格以外の要素を含めた総合的な入札制度が杉並区における総合評価一般競争入札制度という内容でございます。区におきましては、先ほども申し上げましたが予定価格3,000万円以上の一般的な工事の請負あるいは委託、あるいは、調達物品であれば1,000万円以上というものを適用対象としてございます。今回のPFI事業につきましては、特別法に基づきまして一定の国からの次官通知として、こういう総合評価が当然のことながら望ましいというような通知もございます。また、実施に当たりましては……。

会長 今のは資料の10ですか。資料の何番目ですか。

経理課長 資料の10の4ページ目でございます。4ページ目の第5、契約関係とございます。この契約の相手方の選定方法の原則、「一般競争入札」と書いてございますが、副題として「総合評価一般競争入札の活用等」と、ここに書いてございますように、この場合においてというところでございますが、PFI契約においては、価格のみならず維持管理または運営の水準、PFI事業者のリスク分担のあり方等、こういったところから総合評価一般競争入札の活用を図ること、この際あらかじめ学識経験者の意見を聞き云々と、こういうふうにございまして、国の方の一定の指針と、ガイドラインとしてもこういう通達具体的に示されていると。もともと、こういうたぐいの入札には総合評価が最もなじむ

であろうと。また、その透明性の確保という観点からも、いわゆるプロポーザル方式よりも総合評価の方がよりすぐれていると。そういう前提のもとで、区としてはこの総合評価一般入札を適用するという決定を下したという内容でございます。具体的には、先ほど申し上げましたとおり落札者の具体的な決定基準を区の方として策定し、それを具体的に審査する審査委員会を設置し、その中には一定の学識経験者等入っていただく。その中でそれぞれの適正な書類審査を行った上で、最終的に落札者という宣告を行っていく。それが先ほど申し上げた225項目のそれぞれの項目について、基礎あるいは定量審査というそれぞれの段階をそれぞれチェックしてクリアしたもの、これについて最もいいものを選ぶ。ただし、今回は、当然複数の企業グループが応札していただければいいわけですが、期待感を込めてそういう複数のものを想定していたわけですが、結果として1社の企業グループのみが応札したということで、とりわけ慎重、あるいは厳しくと、よりその審査の過程においては厳格化というものが求められるというふうに考えてございます。

雑駁ですが、以上でございます。よろしいでしょうか。

会長 ありがとうございます。

傍聴人の方からの質問等については、私の方からまた事務局側に事実確認等いたしますが、その前に各委員の方から今のご説明についての確認事項なり疑問なりをまずおっしゃっていただいて、その後、具体的なこの2点について外部評価委員会として一応の結論を出したいと、こういうふうに思っております。その過程で先ほど事務局からご紹介がありました委員のコメントについても、また、これは事務局の方で読み上げていただくか何かしたいということで、こういうふうに思います。

まず最初に、事前にいただいた資料の内容、あるいはきょう初めて見る資料もございませぬから、事実確認あるいは疑問点なり、あるいは追加資料等の要求なり、何なりと、どうぞ自由に。

委員 今の最後の総合的評価をするときの、価格のみならず維持管理云々と。それを総合化するときの総合は、そのいろいろな質の違うものを総合化するわけですから、その総合化する考え方というのは、少し技術的な話になるのかもしれませんが、簡単にちょっとご説明いただければと。

会長 要するに価格だけで決まらないということですから、価格以外の要素をどうやって考えて総合点をつけたかということですね。

管理課長 先ほど審査講評のところでお話ししましたけれど、まず、基礎点。今回の場

合は基礎点70点、それから定量化部分30点ということで、一般的なやり方としまして、その基礎点と定量化の点数を足します。それをいわゆる入札価格で、入札価格の現在価値というものがありますので、それで割るわけですね。ですから必ずしも、いわゆる総合点数が高くて入札価格との関係ではないと。

会長 割り算をするということですね、わかりやすく言えば。

管理課長 割り算をするということです。

会長 だから、加点方式ではないということですか。

管理課長 ええ、そうですね。

政策経営部長 何ページ、資料の。例示として……。

会長 今のは、もう少しそれをわかりやすく説明しないと、わからないですよ。ややこしい。

経理課長 資料4の5ページでございます。資料4です。

会長 資料4の5ページに入っている。

経理課長 これが基本的な考え方を記載したものです。

管理課長 基礎点70点と加点30点ということで、(5)に基礎点と加点を合計した得点を入札価格の現在価値で除して得た数値を比較し、総合評価値の最も高い提案を優秀提案として選定するというふうなやり方です。

委員 (5)って、何ページですか。

管理課長 4ページの(5)、総合評価値の算定による優秀提案の選定。ですから、必ずしもこの得点が高ければとか、入札価格が低ければということではございませんので。ですから価格とそのいわゆる提案内容、両方からこういう算式で導き出されたものが優秀提案……。

委員 なるほど。

管理課長 それが、やはり総合評価一般競争入札のやり方だということです。

会長 ですから、このところは少なくともポイントで押さえておかないといけない点は、総合評価するんだけれども予定価格よりは当然下回っているんだということですね、入札価格。ですから、普通の一般競争契約よりも逆に厳しいということですよ。要するに価格はまずクリアしなきゃいけない、さらにその総合評価で必要性もクリアすると、こういうことですよ。

管理課長 そうですね。

会長 どうぞ、ほかに。

委員 よろしいですか。業者のこの入札までのステップというご説明をいただきましたが、まずその入札の基準の業者ですね。きょういただいた資料の提案審査講評のところの4ページに参加要件というのが出ていますが、これは全国の業者を対象に、そしてこの条件をクリアした企業が入札可能という資格要件だと思いますが、大体対象としてこれをクリアする業者というのは何社ぐらいなのか。

そういった意味ではその3社になって、それから1社入札という結果になっては、逆に言えば、なぜほかの会社が入札を最終的に提案しなかったのかという、もしそういう理由をつかんでいらっしゃるのならそこですね。

それから、入札のステップという言葉が妥当かどうか大変申しわけないんですけども、いただいている資料4の1ページに落札者決定の手順というのが書いてあります。それから、先ほどご説明いただいた杉並公会堂PFI事業の審査委員会が、日程とともにステップで何回か委員会を持たれているんですが、これが本当に妥当……。ちょっと、急いで説明をしていただいたので両方すり合わせできなかったのも、その日程でこれがクリアできているかどうかというあたりを少し聞かせていただければと思います。

管理課長 はい、わかりました。

まず、1点目の、いわゆる審査講評の4ページの表3の参加資格要件をクリアしている企業が全国にどれぐらいあるかというお尋ねでございますけれども、はっきり把握はしてございませんけれど、それぞれ建設会社、それから設計会社、それから今回の場合は公会堂の運営ですから、その運営企業ということで、それほど多くはないですけど、やはりかなりの数の企業には及ぶだろうと。例えば建設会社はゼネコンさんを中心に数十社、そこから設計もやはり20社とか、それぐらいあるだろうというふうな考えは持ってございました。

それからあと、3社から1社になった理由ということでございますけれど、新日鉄都市開発グループとオリックスグループと大林グループということで参加表明がございました。これは6月の14日でございまして、そこから9月10日の時点で新日鉄グループとオリックスグループが辞退したわけでございます。その理由でございますけれど、まず1点目につきましては、聞くところによると、この代表企業になっている企業がいわゆるPFIから社内の意思として撤退をする、社の方針として撤退をする方針を固めつつあったというのは、まず聞いてございます。それから2点目につきましては、やはりその今回のPFI事業が

30年間の期間にわたるスキームであるということで、その企業にとってはなかなかそこまで30年間公会堂を運営していく自信が持てなかったということでございます。それから、やはりこれはPFIでございますので、当然いわゆるプロジェクトファイナンスを組まなくちゃいけないということで、金融機関から融資の確約がその時点でとれなかったと。

主にその3点が大きな理由になるということで、我々が判断するには、主にそれぞれの社内事情があったというふうな話は聞いてございます。

経理課長 ちょっと補足させていただきますが、ちなみに昨年の12月に実施方針を区の方で公表いたしました。それに対して、いわゆる大手ゼネコンと言われるところを中心として18社が、それぞれ意見の問い合わせという格好でこちらの方にコンタクトをとってきたという事実はございます。

会長 ちょっと若干わからないというか、常識的に考えますと、財務的なあれで保証等が得られなかったということなんですけど、固有名詞はあえて避けますが、最終的に入札されたところが若干、世間で言われていることだとゼネコンとしてかなり、経営的に少し危惧もあるのじゃないかということなんですけど、こちらは確実にとれているというのは何か途中の審査委員会には書いてあって、ほかのところとれなかったというのは、ちょっと一般常識から言うとやや意外に今思ったんですけど、それは確かなんですね。

管理課長 その大林グループが1社の応札だったんですけど……。

会長 ええ、それが残ったところですね。

管理課長 その格付につきまして、たしか四つの格付会社がそれぞれ直近に格付をしてございまして、建設会社大林組につきましてはかなり、一番上のランクではございませんけれど、ちょっと、きょう手元に資料がないんですけども、例えば……。

会長 鹿島と竹中と比べてどうかということなんですよ、端的に言えば。要するに、きょうは外部評価委員会ですから非常にかなり厳しいことを申し上げますけれど、ちょっと、そこら辺は明確にした方がいいと思います。

管理課長 かなり上のランクに、それぞれ、評価はトリプルBとか……。

会長 すると、特に差はないということですか、竹中と鹿島と大林は。

政策経営部長 はい。

会長 差はない、ゼネコンとして。

政策経営部長 はい。格付は同じです。

会長 そうですかね。株価は大分違いますけど。

政策経営部長 株価についても、一応この間の株価の変動やなんかを見て、安定しているという確認はしております。

会長 見て、確実にしてあるわけですか。いずれにしても、今の判断は審査委員会がされていることですからあれではと思うんです。やや、常識的に言うと今のご説明はちょっと、というところがあったもので、確認させていただきました。ありがとうございました。

管理課長 それからもう一点、先ほどの最後のご質問でございますけれど、この資料4の1ページのこの落札者決定の手順と審査会議の審査日程の関係でございますけれど、まず、この表の説明からさせていただきます……、それから、資料5をちょっとごらんいただきたいと思います。資料5に「審査委員会選定経過」とございますね。

まず、第1回目が昨年12月14日に審査会を開いております。そこで、まず総合評価一般競争入札方式での実施をお諮りして、そこで決定されたと。

それから、この表を見ながらご説明しますと、次に第2回目がことしの4月5日ということで、ここで落札者決定基準の検討を行っていただきました。それを受けまして4月23日、入札公告。いわゆる今回の公会堂のPFI事業に関する入札公告を公表してございます。それを受けまして、6月14日に、先ほど申し上げました3グループからの参加表明がございまして、そこでこの1ページの表の参加資格審査を行ってございます。確認できない場合や参加資格がなかった場合が、即、失格。それを経まして、9月10日に入札ということでございまして、当然これは予定価格の範囲内ということで、以下、提案書類審査それから委員会の優秀提案の設定までは講評のところでご説明したとおりでございます。

以上です。

委員 ありがとうございました。

会長 どうぞ。

委員 最初のご説明の中で、入札者、平成11年PFI法が制定されてPFI事業が130件ほどあるというご説明で、最初のころは入札参加者は多かった、その当時の落札率は低かった、と。入札者が多ければ落札率が低くなるのかなというようなご説明があったかと思うんですが、そうしますと落札率が低くなれば事業費用は少なくなるわけで、その方が区としてはありがたいと。そうすると、入札者を多くするような工夫というのがあったのかどうかということと、それから、あるいはそういう問題でこの落札率が低い、高いじゃなくて、予定価格そのものが低ければ落札率も低くなるというようなことがあると思いますので、この予定価格そのものが、他の事業のことはこちらではわからないかもしれませ

んが、その辺何かご検討された資料があれば教えていただきたいということ。それから P F I 事業ということで、今回、杉並公会堂は30年 当初から累計で33年間ですか、非常に長きにわたるということで、今、格付の問題も出ましたけれど、33年先の会社あるいはグループの存続性について、非常に難しい問題があるかと思しますので、その辺をどのように審議されたのかということ、特に当初、建築に関しては融資でつくられると思しますので、銀行の融資の確約書というお話が今出ていたと思しますが、この融資の確約書の法的な有効性についてどのように考えられているのかということ。

それとあと、P F I 事業がいいのかどうかということなのかどうか分かりませんが、従来方式と P F I 方式との積算した表を資料11でいただいていますけれど。これは一括発注、性能発注の手法により、おおむね20%の経費削減率ですとか、あるいは原価率70%ですとか、この辺きれいな70、80、90という数字が載っていますけれど、こういったものが P F I 事業においておおむねこういうような数値を使うというのが何かどこか資料的にあるのかどうか、あるいは杉並区の方でこういったものを計算されているのか、その算定根拠をちょっと教えていただければと思います。

管理課長 まず、参加者をふやしていく、と。当然我々としても、このような大きな事業を行うわけですから、当然より多くの企業グループが入札するという点を考えまして、いろいろスキームを考えたわけです。昨年の7月に、過去 P F I 事業を手がけている企業、それから P F I 事業に関心を持っている企業に対しまして市場調査を行いました。確定したスキームではなかったんですけども、今回のスキームと同様の形のスキームを提案して意見を求めましたところ、かなりの数の企業が関心を表明しまして、私どもとしても当然、今回のスキームにつきましては市場性、競争性があるだろうという判断をいたしました。その結果に基づきまして今回のようなスキームを考えたという次第でございます。それなりに市場調査を行うのに努力はしてきたつもりだというふうに考えてございます。

それから2点目は、33年先のグループの存廃ということでございますけれど、これは昨今の日本の経済状態等々を見るとなかなか難しい問題でございますけれども、やはりその建設資金の融資等を考えますと、それなりの金融機関がこの事業に融資の関心を表明しているということで、その企業の事業を行う 大林組を中心にして京王設備グループが運営を行うわけでございますけれど、それぞれの企業に対して金融機関が事業スキームの30年後、当然その企業が存続するという前提で融資を行っているというふうな判断をしてございます。



会長 いや、法的効力がどうかということですね。

管理課長 それから、今申し上げましたその融資の関心表明でございますけれども、これはあくまでも法的効力はないものと判断しております。ただ……。

会長 そうすると、特に問題になるのは、リスクはその場合、要するにその運営会社なりがぼしかった場合のリスクの問題というのが特にPFIの場合は重要になってくるわけですね。それはどういうふうにされているんですか、リスク負担は。それは要するに運営会社がだめになった場合については、プロジェクトファイナンスで泳ぐとかなんかの、その銀行の金融会社がやることになっているんですか。それとも、やはり区の方になるのか。そこら辺を明確にしなきゃいけないということと、それと今、銀行国有化の話があるものですから、その銀行自身も大丈夫かなという。もし、その銀行がぼしかった場合のさらに追加的なやつはどうなっているかということも少し押さえておいた方がいいですよ、今の時点では。

管理課長 そうですね、運営会社が危うい状態になった場合どうかという話ですけど、区と融資した金融機関と、いわゆるダイレクト・アグリーメントという契約を結ぶ予定であります。融資しました金融機関は運営会社が倒産することによって融資した資金が回収できなくなるわけですから、それを避けるために倒産をする前に運営会社に介入してくる。極端な場合はかわりの企業を入れてでも事業継続して、融資した資金を回収するということが当然出てくると思います。ですから、どこのPFI事業につきましても、自治体と融資したその金融機関とダイレクト・アグリーメントという、そういう協定を結んでいるのが一般的で、今ご指摘の点についてはそのような点で担保できるのかなというふうには考えてございます。

会長 いずれにしても確認したい点は、区にリスクは来ないということでもいいんですね。リスクは要するに民間に全面的にその場合は移転していると考えてよろしいわけですか。

管理課長 PFI事業のは、そもそも……。

会長 いや、そうなんですけどね。今回の……。

管理課長 リスクを民間に負ってもらうというのがある面ではPFI事業の本質的な面でございますので、それはそのとおりかというふうに考えてございます。

政策経営部長 ちょっと補足しますと、この30年間の問題というのは確かに、これは3社から最終的に1社になった要因の一つかなというふうにもこの審査委員会の中でも考えておりまして、それは、一つには30年間の企業の存続の問題というよりも、それは契約上、

リスクをどういうふうに分散していくかということである程度軽減できる。それ以上に30年間の金利変動だとかそういったものが、金融機関も、それからSPCに出資する会社も含めて、なかなか読み切れないわけですね。金利変動というのは、結局はこのSPCが収益を上げて、ファイナンスしたところに返していく。そのためには、当然、区からの利用料収入、それ以外に、あとこのSPCが独自に利用率を高めたりして事業収入を上げていく。その中から返済をしていくということになりますので、それはこの利率の変動いかんによってはかなり条件が変わってくるという可能性はあるわけですね。そういったことを含めて、SPCの方としてはその金融機関との間でこういったような形でファイナンスを組んでいくか、金融機関の方もそのリスクをどういうふうに分散していくかと。例えば証券化だとか、そういうことも含めて検討していかなければなかなか難しいだろうというようなことはあったらと思います。

会長 それとまだ、一つ、質問に対してお答えになっていないのがあります。70、80、90と何とかというやつ。

管理課長 最後のご質問でございますけれど、いわゆるPFIと従来方式についての積算の違いという、根拠ということでございますけれど、例えばこの建設費についても、一括発注、性能発注した場合、従来方式とPFIでやった場合はおおむね2割ぐらい削減されるだろうという実績があるということで、これは我々が今回のスキームを組むに当たって委託してございますコンサルの資料等に基づきまして行ったものでございます。先ほどお話のあった経費削減率80%、原価率70%につきましても、いわゆるPFI手法でやった場合につきましてはおおよそこのような削減率になるだろうというのが、PFIによる場合の一般的な削減率というふうに考えられてございます。

会長 1点気になるのは、これ、事業期間終了時、30年後に区が施設を有償で買い取る、となっていますね。有償部分というのはこの資料11ではどこに考慮されているんですか。結局.....。

管理課長 これはPFI方式の一番上の初期投資費用の中に入っています。

会長 ああ、そうですか。

管理課長 約85億になります。この中に算定されてございます。

会長 そうですか。有償額というのが幾らかというのは決まっているのですか。

管理課長 おおよそ20億でございます。

会長 もう、これは何か契約的に.....。

管理課長 いえ、これは公会堂の対応年数が。

会長 ええ、残存価値相当額ですか。これの金額のいかんによっては、でも大幅に変わってきますよね。幾らで買い取るか。

管理課長 減価償却をしまして、ですから30年間は事業者が保有するというので、残ったその残存簿価価値ということで計算しました金額が約20億円ということでございます。

会長 これは、一応、審査委員会の審査がかかっているんですよね。

管理課長 当然かかっています。

会長 我々は外部評価ですから審査委員会の審議内容自身には余り入りたくないものですから、そのプロセスが妥当であったかとか、あるいは審議として漏れている点があるかどうかぐらいはやりますが、判断については一応審査委員会も外部者が入っておられますからやりませんが、そういうことですね。

あと、まだご質問があると思いますが、まだ時間がございますので先にご質問を。意見は後で結構でございますので、確認しておきたい点を。

それからちょっと、ではその間に、傍聴人の方から何かメモというかご意見が出て、これは傍聴人の方は多分発言はできないと思いますから、傍聴だけでしょうから私の方から事務局にお聞きしたいと思いますが、ここに書いてあることが事実であるとすると、これは非常にゆゆしき問題ではあると思いますが、それぞれご見解が違うと思いますので読み上げますと、まず、杉並区は入札契約制度改革を行ってきた。その中で三つポイントがあって、第1点は、要するに入札業者が同一、一堂に集まる機会をなくす、ということですね。だから、合同で現場説明会等を行うことを廃止する等。これは括弧書きで書いているから正しいかどうかわかりませんが、第2点はなるべく接触しないようにせよという、談合をしないように、ということですね。はそれと同じことで、郵送入札をスタートするというのを決めたということですけど、私は余りよく知りません。これが事実かどうかという確認と同時に、しかしながら今回の入札においてはこの約束がほごにされていましたと、こう書いてありますが、ここの事実関係なりについて、少し、事務局というよりも区の方でこの事実関係を説明していただけますか。この3点というのがまず正しいことかということも、私はよくわかりませんので。

経理課長 よろしいでしょうか。

会長 どうぞ。

経理課長 私の方から前段の方をご説明申し上げたいと思います。ここのそのポイント

云々という今お話があるような から 、これは事実でございます。

会長 括弧書きも正しいのですか。

経理課長 基本的には正しいです。平成12年の具体的には12月から12年度ということになりますが、いわゆる入札業者が往々にして事前調整というような形の中で話し合いを持てるような場、あるいは機会、これを基本的にはなくす。そしてまた、区と事業者との距離を一定距離を置くということを主眼に置きながら、「接点を持たない」とここに書いてございますが、ファクスですとか設計図書のコピー店での販売・頒布、あるいは郵送入札

この郵送入札は今回14年の4月から、 と は平成12年の12月から、 については平成14年、本年の4月からそれぞれ実施しているものでございまして、内容的にはこれは事実でございます。

会長 そうすると、傍聴人の方のまず第1点のご意見では、本年1月15日の午前9時から正午を指定し基本設計図書等の頒布が行われているということは、これは、どこがいかなということですかね。第2に、業者を一堂に集め現地見学。これが事実だとすると、明らかな1のあれになるんですが、これはどうなんですか。

管理課長 では、それは私の方からご説明いたします。

まず1点目の、1月15日の基本設計図書等の頒布の件でございますけれど、頒布・販売につきましては、これは区民生活部管理課のカウンターとかそれから会議室とか、そういうところでは行われてございません。それは区民生活部管理課の一番奥まった、いわゆる今回の事業のPFI担当の事務室で行いまして、それぞれ1社ずつ参りまして、業者がその場でお互いに接点を持つというふうなことはございませんでした。

それから、5月7日の公会堂の現地見学会のことでございます。これにつきましては、当日10時から現在の公会堂の敷地が、いわゆる民有地と複雑に接してございます。どうしても、解体それから建設に際しまして、その民有地との境界を業者が実際に確認する必要があります。これは当然、提案書の作成、それから将来的には入札の問題にも入るわけですが、そのためにどうしてもどんな形状になっているかということを確認する必要があります。この確認する際に民有地に立ち入る必要がございました。その民有地の所有者に了解を得る必要がございましたので、当然、区としては、そのような民有地に立ち入る際それぞれの業者が了解をとるというのは非常に困難でございまして、この5月7日に日時を設定いたしまして、今申し上げましたような目的で、見学会と称しまして開催したわけでございます。

なお、他のPFI事業におきましても、入札説明会、それからこのような現地見学会を、東京都のPFI事業でも行ってございます。

会長 わかりました。いや、僕は談合というのは、どういう方法をやっても、やろうと思えばできることなので、役所がまず頑張られるということは当然のことなんですけれど、この合同で現場説明会 事務局の話は合同見学会ですか、まあ違うということなんですけれども、本来、こういう制度改革というのはぎりぎりやるとできないことまでできるように書くことがあるんですけれど、じゃあ、その から というのは全く例外がなくて、このとおりやるということから言えば、これは疑義が出てきますよね、その見学会か説明会かの違いは。厳密にすると。これは本気で……。PFIなんて、もともとそういう、当然何らかの格好で現地へ集めて説明をせざるを得ないわけだから、それは……。それと、ここに から に書いてあることというのは相矛盾することで、これは何かこういう場合にはこの限りじゃないとかいうのが当然ないと、むしろ円滑な契約行為が私はできなくなると思うんですね。談合は当然やっちゃいけないし、それに加担してはいけないし、その不正抑止に行政は頑張らなきゃいけないけど、最終的にはそれは司法の手にゆだねられるところなんです。じゃあ、これは矛盾したことをやったということなんですか。一応、事実確認なんですけど。それは、ですから と の方は本当にどう書いているんでしょうかということを知っているんですけど。例外規定はないわけですか。できないことを書くと、当然こういう疑問も出てきますよね。はっきり言って。

経理課長 おっしゃるとおり、いわゆる談合とか、事前のいろいろ申し合わせとか、そういうものはもうあらゆる機会を通じて、あるいはそれぞれの段階で起こり得る、と。言ってみれば防ぐためには非常に用意周到な全くその余地のないようなものに持って行くには、非常に至難のわざだと。あくまでも区の方の姿勢を示す意味として、こういう、要するに少なくとも区が関与して、業者間で、言ってみれば入札に参加するであろうと。とりわけ、これまで指名競争という入札が、杉並区でも6割以上を占めておりました。したがって、とりわけ本庁舎内、この中で指名の業者を集めれば、どう見ても、だれが競争相手かということは一目瞭然だと。こういったことを要するに区が関与していくということ廃止する。区のそういった姿勢をあらわしていきながら、少しでもその透明性を高めていく、あるいは競争性に資するんだと、そういった内容でもって打ち出してきたという経過はあるわけですが。

会長 じゃあ……。というのは、いや、僕が何で括弧書きまで正しいかと言っているの

は、「設計図書は外部のコピー店で販売する等」と書いていますね。基本設計図書と設計図書がもし同じだとすれば、「外部のコピー店で販売する等」ともし決まっていれば、何ゆえに杉並区役所で頒布されたのかというのは、疑問が出てくるのはわからんわけではないというか、当然の疑問ですよ。ですから、まず、これは条例で決まっていることなんですか、申し合わせなんですか。

経理課長 いや、制度で。今おっしゃったのは、1から……。

会長 から ですね。

経理課長 のところですよ。いわゆる制度として構築していますので……。

会長 いや、制度というのは……。

経理課長 条例ではございません。要綱です。

会長 要綱ですね。要綱違反は、法的な効力はどうなんですか。

経理課長 その持っている要綱の実質的な意味によるかと思いますが、この場合では要するに法的にはこれを拘束するということまで言い切るのは、なかなか難しいかなというふうには思っています。

会長 そう思いますね。ですよ。しかし、一番、これ以上のことはまた議会に方でやっていただいてもいいんですけど、我々としては入札部分の透明性なり有効性を議論するのに一応頭にとどめておくということで聞いているんですが、外部のコピー店で販売すると書いてあればそれでいいんじゃないかと思うんですけど、何で今、奥の方で何かやるというのは、それはちょっとよくわかりません、確かに。

管理課長 やはりできるだけ接点をなくすと……。

会長 いや、ですから、「外部のコピー店で販売する等」とわざわざ書いていけば、区役所で頒布しなくてもいいわけですね。その、つまるところであれというよりも、これは……。あと、例えば9時から正午となっていますけれど、なるべくということであれば、もし私が担当者であれば、午前9時から午後5時までとかすれば、ばらついて来るだろうから余計そういう機会が少ないんじゃないかという、そういうことがある意味においては少し抜けているなという気は、正直言ってしますよね。

経理課長 ちょっと補足させていただいてよろしいですか。ここに書いてありますその設計図書の外部の小売店の販売云々というのは、この部分についてはこの平成14年の4月からになります。

会長 ああ、この部分は4月から。

経理課長 ただし、設計図書はかなり膨大なものになってくるという部分もありますので、当初、うちのカウンター、区の方の契約担当のカウンターでまず配る。それを平成14年の3月まででおしまいにして、さらに今度は距離を置いて、一切、区の中にはそういった配付はしないという形でやってきた経過はあります。

会長 わかりました。そうすると、これは議会の方でお考えいただければいいんですが、第1は事実関係からいくとぎりぎりした議論だと、その今回のPFIの契約に関しては適用されない、と。こういうことですね、事実関係としては。

経理課長 ちょうど時間の、タイムラグからすればそのようだという事です。

会長 わかりました。疑問は一つ解決しました。

もう一点の、これはどうなんですか、現地見学会と現地説明会というのは、これはもともと、PFIの場合等においてあり得ることなんですが、これは明確に平成12年の4月のことでどうなんですか。どう考えておられますか。どうぞ。

管理課長 当日、この現地見学会につきましては約20社の業者が参りまして、これがすべていわゆる入札業者ではございませんでして、また3グループの参加表明以外にも多数の業者が参りまして、ここのこの要請書に書いてあるような、そのような疑念は持たれないような多数の業者が集まったというのも一つの事実となっております。

会長 ただ、それは結果論ですよ。要するに20社ぐらいたくさん来るということを事前にもう見通しておったというのであれば非常に合理的な説明ですけど、結果的に20社来たから、談合が困難であるということとはまた別ですね。

管理課長 事前にこの現地見学会の参加者は参加希望をとっておりまして……。

会長 とっているんですか、それは何社あったんですか。

管理課長 同じぐらいの数。

会長 じゃあ、そういう説明をされないと。それであれば、疑問は残りますけれど、ぎりぎりした議論からすると一応趣旨は守られているということになりますけれども。改善の余地は、でもかなりありますね。それで一応現地見学会と現地説明会というのは、もともとの区の要綱でも区別して概念ができていますか。現場説明会というのと現地見学会というのと。現場説明会というのは入札の入札参加者に対してやることですか。入札参加希望者がやることですか。それも違いますよね、概念が。要するに、全く違うでしょう。

経理課長 現説は、いわゆる仕様書、あるいは設計関係のもので言えばそういった図書

類、こういったものを、言ってみればその入札の条件を、あるいは見積もりの条件、その事項通知になりますね。

会長 ですね。

経理課長 はい。

会長 ですね。だから概念が違うということでしょう。そこを説明されないから、また話がわからなくなるんですね。これ、非常に専門的なことをおっしゃっているんだから、専門用語で書くからお互い余計にわからないという気が。だから、これはやはり行政側も専門用語を駆使するから変な疑問を持たれますから、これは我々の外部評価も透明性を何か少しぐらい考えてもいきますけれど。それぞれの言葉の定義を明確にして、入札の段階がいろいろプロセスがあるわけですから、この段階における談合の芽を摘むというのはどの時点のことを言っているかということをも整理しないと、やっぱりまずいですね。しかし、議会の傍聴人の方がおっしゃるようなこともわからんわけではないですから、それはすべてのあらゆるチャンスを摘み取るというのは、やれるのであればそれはやった方がいいですけど、ただPFIのようなこういう場合で、集めて何らかのこの場所を見せないと、できないことも確かですからね。だから、できないことをやれるといってもこれは自己矛盾だから、これはやはり考えないといかんということですね。わかりました。

私だけ話していますが、これについては大体わかりましたかな。

経理課長 一つ補足させていただいてよろしいでしょうか。いわゆるここでいう現場説明会、今回のこのPFIのは現場見学会と称していますが、一般的にこの入札に当たっての現場説明会と、「現説」というふうに略して言いますが、これについては区の方は先ほど申しあげましたとおり、発注者側として指名をした業者を集めて話をするということで、既に入札参加資格を当然区が認めているといったものに限定される業者である。したがって、要するに競争がわかる、競争相手がわかる。そういう意味で今回のPFIについては、もともとあくまでも現地の現況というか、状況を入札参加資格の有無にかかわらずとり行ったということになるわけで、いわゆるここでいう現場説明会ということは内容的には少し違う……。

会長 見学会は参加意思がなくてもだれでもいいということですね、結論から言えば。そういうことですね。だから、見学会だと称されているんですね。

管理課長 そういうことです。制限は設けていないということでございます。

会長 わかりました。いずれにしても、それは議会でもたご質問等があると思えますか



ら、よく概念を整理して、いつの時点でその業者の談合なり集まる機会がなくせれば透明かというのは、ぜひ検討していただきたいと思います。それで……。

どうぞ。

委員 僕が今ちょっと感じたのは、現場説明会というのは本当はなしにすれば一番いい、できれば望ましいわけですね。例えばインターネットの上で場所とか説明は全部示しちゃって、あとはご自分でそちらに見に行ってくださいというのができれば一番いいわけだけれども、それが普通の入札だったらそういうものも、一般的な工事なんかだったらあり得るかもしれないけれども、この場合にはなかなか非常に複合的な要素でPFIをやるからそうもいかない、となる。そうするといろんなことを言っても、どうしてもそこには説明会と言おうが何と言おうが、現実にはいろんなことのやりとりが言葉でありますと、そこは非常に、何ていうかな、無理に説明してもどうしても疑念が残ってしまう。だから、PFIの場合には現場説明会というのがやはり必要だったら必要だというふうにしてしまって、むしろ談合を防ぐということは、集まるからどうだこうだということ以外に、潜在的にいろんな競争者がいて、それは実際に入札に来る人、来ない人、説明に来る人、来ない人、いろんな潜在的な人たちが参加できるよという、そういうオープンな場を常に用意しておくということが、やっぱり談合を排除するための基本スタンスだと思うんですよね。そういうことを基本理念として、大勢の人たちが参加できる状態に常にしておくんですということを基本にした方がいいと思うんですけどね。

会長 そちら辺は意見集約のところ、ちょっと改善要望なりにつけ加えられればやりたいと思いますが。

あと、ご質問等がなければ本論の方に入りたいと思いますが、よろしゅうございましょうか、ご質問等、あるいは確認されたい点は。

まず1点は、その総合評価一般競争入札をしたことが妥当かどうかということなんですが、PFIでやるということを前提にすれば、私は総合評価一般競争入札ということにはならざるを得ないと思いますが、一応ご欠席の委員からコメントが来ていますので、まず1番目のポイント、これをこれから審議したいと思いますので、これを読み上げていただけますか、事務局の方で。1だけで結構でございますから。

経理課長 では、私の方から読み上げます。

「1. 本事業を実施する民間事業者の募集及び選定に関し、総合評価一般競争入札を適用したことについて。杉並区が、本事業のような長期にわたる維持管理を伴う事業にPFI

I方式を採用し、効率性を追求しようとした姿勢は、高く評価できる。しかも、その具体的な進め方について、日本を代表する専門家などから構成されるPFI事業審査委員会に検討をゆだね、その決定プロセスを公表して透明性を確保するなど、手順についても適正なものであったと判断される。

今回の案件のように、長期にわたるPFI事業の入札に際して考慮すべき重要な要件は、2点あると考えられる。第1に効率性（価格を低く抑えること）、第2に事業継続の安定性である。長期にわたる維持管理を伴う事業は、単にコストを低く抑えるだけでなく、契約期間満了に至るまでの間、請負業者が安定的に事業を運営できるかどうかも重要な判断基準となる。第1の効率性要件を余りに厳しく追求し過ぎると、長期的に事業運営の採算をとることが難しくなり、第2の要件にある安定性が阻害される可能性が高まる。つまり、二つの要件を満たすことはジレンマの関係である。入札に当たっては二つの要件が同時に満たされる水準に価格設定をすることが求められる。

第1の要件の検討については次の項目に譲ることとし、ここでは第2の要件について意見を述べる。そもそも、業者が本事業の入札に参加するということは、その業者としては、長期にわたって、安定的に維持管理事業を運営できると判断しているとの意思表示をしたとみなし得る。しかし、その業者自身の判断の妥当性をチェックするには、その業者の業容を総合的に評価することが必要である。今回の入札においてこの点が十分に配慮されていたかどうかという点が、事業運営の安定性確保の上で重要なチェックポイントである。その確認方法については二つの方法が考えられる。一つは専門家によるチェック、もう一つは既存の類似案件との比較によるチェックである。今回のような公会堂の案件について他に類例がなければ、専門家による事前チェック以外に方法がないと考えられる」。

会長 ありがとうございます。1だけですね。委員のご見解はおおむね妥当だと思いますけれども、PFI自身は先ほど事務局からお話がありましたように効率性だけではなく、実はそのほかされているのは質といいますか、それについてもやるということで、そこら辺が若干抜けている気がいたしますが、いずれにしても、委員のこの見解自身はそう間違っていないと思いますが。ここでは、ですから専門家によるチェックというのは、まさしくこの審査委員会を通じておやりになっているわけですね。ですからそれはいいと。それで、例の第2の要件である安定性については、一応、金融機関等からの保証を得られているということで、そこら辺は問題はないのではないかと思います。ただ、あえて言えばどういう問題がございますかね。私だけが言っているとあれですから、どうぞ、各委

員の方、このまず1点の今回のPFI事業について総合評価一般競争入札を適用したことについて、ご意見を順不同でも構いませんが、順次でもいいですけど、おっしゃっていただきます。どうぞ。

委員 はい。今回の事業が長い間にわたるといことで、単に一般競争入札だけでは非常に事業主体の信頼性、維持管理が長期にわたりできるかどうか、そういった問題がありますから、PFI事業者とのリスクの分担のあり方とかそういったことを総合的に今回審査委員会において、基礎審査、定量化審査ですか、そういったものを行って評価をして、そういう業者にその審査をクリアした業者に依頼するという必要性があると思いますので、総合評価を行って一般競争入札をするということに関しては何か問題があるのかなと。反対に、これしかないんじゃないかというふうに思っておりますけれど。

会長 それにちょっと関連するんですが、この、例の、結果的にその審査をされて点数はどうなったんですかね。基礎審査はクリアした、と書いていますね。

管理課長 基礎審査は70点です。

会長 ええ。これはクリアしたんですね。基礎審査項目というのはどこにありましたかね。

政策経営部長 この厚い方の冊子です。

会長 これですか。これが基礎審査ですか。ここで今一番問題になっている例のリスクの問題等はどこら辺にあるんでしょうね。継続性、安定性ということですね、30年にわたる。その評価はどこら辺に。

管理課長 45ページから。

会長 45ページ。

管理課長 事業計画提案書。

会長 45からですか。

管理課長 45ページの、これは長期収支計画とか……。

会長 これは、でも余り直接は関係ないですね。安定性というのはどこら辺なんですかね。

管理課長 それから47ページの、これは先ほどもお話ししましたSPCの倒産の。これが審査項目に入っております。それから、222番の建設期間中の履行保証のこととか。

会長 これは、まあ当然ですよ。30年間にわたるといのは、そのSPCのこれだけで大体いいんですかね。これは、どちらかといとその定量、70点のうちのリスクの対応

策、3の(4)というのはどこになるんですか。具体的なこの提案審査公表の定量化審査3の維持管理及び事業計画(4)リスクへの対応策、と書いていますね。あるいは、資金不足への対応策であるとか資金計画の妥当性・確実性というのは、これは……。

管理課長 これは定量化審査、こちらの薄い方でございます。

会長 薄い方。

管理課長 はい。

会長 これに一応書いていますか。こちら辺が一応審査されておられれば問題はないと。9ページぐらいからですか。

管理課長 これの9ページぐらいからですね、資金計画の妥当性・確実性から始まりまして。

会長 じゃあ、ざっと説明していただきますか、ポイントだけ。9、10、11と。

管理課長 定量化審査表の審査事項でございますけれど、まず、この左の資金計画の妥当性・確実性ということでございますけれど、これが次の右側、いわゆる評価項目、それからその右が提案の概要、それから、その一番右端が提案に対するコメントというふうになってございます。

まず、その適切な出資金の設定という項目に対しましては、事業者の提案が事業者の責務による破綻時の違約金相当となる簿価約1割相当分は自己資本として拠出し、残り約9割を外部借入により調達する計画。それから2点目については、借入金返済は区からの施設サービス購入料の範囲で、設備部分の15年間の償却、建物部分の30年間の償却及び30年分の残存簿価を考慮し、事業期間中の残存簿価の減少度合いにローン未返済残高減少度合いを合致させた返済スケジュールを設定。これにより、破綻時においても違約金支払いを考慮した上でシニアローンの返済が可能となり、金融機関と交渉の結果、約9割までの借入を行う資金計画を実施。それから、次の点は適切な出資金の設定という観点においても、スポンサーのコミットメントが最大の債権者となる金融機関にとって満足する水準に設定しており、妥当な資金計画……、これが提案の。それに対する審査会のコメントが、施設残存簿価の1割相当額を自己資本により拠出し、残額を金融機関からの借入とする計画となっており加点に値するというので、これが丸がついたのが加点された項目でございます。それから以下、次が についても……。

会長 ぐらいですか、金融機関から融資確約の取得……。野村がやるということですか。

管理課長 そうですね。

会長 10ページは劣後ローン。これは加点はないんですね。

管理課長 加点はないですね。

会長 あとは、リスクはどうなんですか。リスクが……。

管理課長 例えばリスクへの対応策で、この評価項目がグループ構成企業等の間での具体的なバックアップ体制を含む適切なリスク分担方法がこの場合どうなっているかということ、大林グループの提案内容は、本事業に内在するリスクを各業務を実施する企業が負担することでS P Cのリスクを最小限に抑えた事業構造とする、と。具体的には、下記のとおり、各分野にすぐれたノウハウ、実績管理能力を有する構成企業がリスク負担者となる。で、まずその として、設計、工事監理業務にかかわるリスクはホールの設計実績を多数有する株式会社佐藤総合計画が負担。 で、建設及び大規模修繕にかかわるリスクは、いわゆる建設企業である株式会社大林組が負担。 におきましては、維持管理業務及び運營業務にかかるリスクは株式会社京王設備サービスが一括してS P Cより受託して実施することにより負担する。なお、代表企業である大林組が各事業間の調整及び責任範囲の明確化を行い、事業全体をマネジメントするという提案に対しまして、審査委員会では、業務遂行能力を有する各構成企業が各担当業務におけるリスクを負担し、代表企業が事業全体をマネジメントする事業構造が具体的に提案されており加点に値するというので、加点をしてございます。

会長 大体わかりました。わかりましたが、それで結果的にこれは点数としては何点になったわけですかね。

管理課長 加点部分につきましては14点でございます。

会長 84点ということですか。

管理課長 そうですね。

会長 84点。そうすると、基礎点だけではなくて、一応、あとの議論は残りますが、いわゆるP F Iにしてそれなりの総合評価としての意味は満たしたと、こう判断はできるわけですね、一応。価格以外についても。

委員 一つよろしいですか。それぞれのこの定量化審査の中で三つの項目にカテゴリーが分かれて、トータル10点、10点、10点で30点の合計点になっていると思いますが、基礎点……、各項目の100点中7割以上であれば、一応70点でクリアというふうに今お聞きして、トータルではクリアしているけれども、各カテゴリーのクリア基準というのは設けていら

っしゃるのでしょうか。

管理課長 ございません。

政策経営部長 ここでは加点部分ですので、70点というのは基礎審査の部分ですので、これは一つでも欠ければもうゼロになってしまう。つまり、資格がなくなってしまうということで、それを満たせば基礎点としては70点を付与する。それ以外の30点部分というのは加点部分ということですので、それについては評価できるか否かで、0.5点か1点か1.5点かといったような点数をつけるということです。

委員 そのカテゴリー自体がゼロ点だったら、もう基準には値しないというのはよく理解を。ゼロ点であれば……、例えば施設計画についてはトータル10点ですよ。

管理課長 はい。

政策経営部長 こちらの部分は、その7割とかということは当初から設けておりませんで、その基礎点の方の、こちらの厚い方の基礎審査の、これが70点と……。

委員 そうすると、例えばその基礎審査があってプラス定量化審査がありますが、それぞれにやはり施設計画とか運営計画とか今のリスクに対するものだとかという重要な項目が入っていると思います。その中でも特にクリアすべき基準というのが、あったのかというところなんです。例えば、3点以上ないとやはりだめとか、ほか全部満点であればリスクなんかゼロ点でも……、これは例えばですよ、今、リスクへの対応策2点というのが配点されているんですけども、そういった意味での見方というのはあったのかというところなんです。

政策経営部長 それは特に設けてありません。というのは、その70点の中で基本的に重要な部分はすべて盛り込んであるという前提です。

委員 クリアしていると。

政策経営部長 はい。

委員 僕がここに書いた70点分は、施設計画、運営計画と、こういう分野に分かれていなくて、この根っこにある分は全部、いわば225項目が総合されて、それがクリアすると全体の土台が70点分を与えられて、その上に乗る分がこの三つのカテゴリーで上がっていると、こういう考えなんでしょうね。

管理課長 そうです。それで基礎審査につきましては、この表紙に、それぞれ建設計画、維持管理計画、運営計画、事業計画と、四つの項目が盛り込まれて、全部で225点ということでございますので、その土台の部分については、この基礎審査のところすべて入っ

ているということでございます。

会長 今のはちょっとご意見なものですから、この1番目の総合評価一般競争入札を適用したことについてのご意見はいかがでございましょうか。

委員 やはり、区の事業として、一般的な従来方式の方法よりは、P F I方式をとることによってその負担が軽減されるということの大前提であれば、これを逆に取り入れざるを得なかったというのはすごく認識しております。ですので、この方式を取り入れて入札されたということは妥当ではないかというふうに考えます。

会長 はい。我々としてはP F Iがいいかどうかという議論がここではできないものですからそういうことになろうかと思いますが。

委員 ええ。

会長 どうぞ。

委員 私もこういう複合的な要素を、できるだけ競争条件を保ちながらよりよいものを選ぶという方式としては、この総合評価一般競争入札方式が一番望ましいというふうに感じております。ただ、これは努力目標ではあるわけだし、あとは相手方次第なので仕方ないんですけども、入札概要のこの歴史的な過去からの経緯を見ますと、やはりできるだけ参加者が多い方がいいんだというのが歴然と見えます。この競争者が多いと落札価格が下がる。下がればいいとは必ずしも言えなくて、これは普通のそのこういう入札一般に言えて、落札価格が余り低いと今度は別の問題が出てくるなんていうことが普通の入札制度ではあります。そういうことを総合評価する中ではチェックしているからいいんですが、やっぱり普通の、応募者が何社かいるとそれに望ましい、やっぱり結果がよりよい、望ましい状態になるのはまた明らかなので、努力目標としてできるだけ大勢の方が入札に出てくる方がいいなというのが、やっぱりこれを見ても感じますね。

会長 ありがとうございます。それは2とも、もう一点の論点ともかかわってきますが、そうしますと、委員のコメントを踏まえましても、1番目のP F I事業によって今回やった総合評価一般競争入札については.....。

政策経営部長 すみません、先ほどの財務資料を一応参考までにお配りをしたいと思います。これは審査委員会に出した資料ですが。

会長 例のですか。

政策経営部長 財務健全性を見るための資料ということで。

会長 では、それをまず確認してからやりましょうか。それは余り特に差がないという

ことですか、3社。

政策経営部長 はい。

( 資料配付 )

会長 オリックスと大林と、これでいいんですか。

政策経営部長 あと新日鉄。

会長 新日鉄はどこにあるんですか。オリックスグループと大林グループというのは今、資料がありますか。

管理課長 大きい表には、オリックス、大林、新日鉄。

会長 いえいえ、それじゃなくて、これ。解説。これはオリックスと大林のほかはないです。これは単なる財務分析ですよ。要するに格付の話ではないですよ、この1枚紙のやつは。まあ、これは審査委員会のあれだからいいですけど。

管理課長 会長、コピー、新日鉄のはございます。裏にございました。

会長 一応、それは後で確認するというので。まず1番目の、総合評価一般競争入札を適用したことについて、この外部評価委員会としてはPFIの目的なり趣旨からいって妥当であるという結論で皆さん一致だというふうに考えたいと思いますが、それでご異議はないでしょうか。よろしいでしょうか。

( 異議なし )

会長 問題は第2点の方であります。第2点の方は結果的に 結果的かどうかもこれはまだ議論の余地がありますが、入札参加者が1社となった本件について、入札が有効で、かつ競争的であったかどうかということであります。これについては、先ほど事務局からの資料7等において説明がありましたが、まずこの説明……、資料7の説明はもう既に終わっているんですよ。終わっていましたか。まだ正式にはなかったですか。7をもう一度説明していただきますかね。要するにこれは……。

経理課長 読み上げた方がよろしいですか。

会長 読み上げていただいても結構ですが、読み上げと同時に、区としての解釈……。

経理課長 承知しました。

会長 要するに、一般競争入札という場合の概念と。

経理課長 よろしいでしょうか。

会長 どうぞ。

経理課長 この一般競争入札でございますが、まず読み上げてから、その後、注を加え



るような格好でお話し申し上げます。

「一般競争入札は、広く公告をして入札希望者を募集するものであるが、それにもかかわらず、入札者が1人にすぎなかったということは、他の者は競争に参加する利益を棄権したことにより競争入札に敗れたと見るべきである。したがって、たとえ入札者が1人だけの場合でも入札に必要な競争性は失われるものではないので、その入札は、他の入札条件に欠けるところない限り有効であるとされている。具体的な例に徴してみても、一般に入札開始から締切りまでには、一定の時間が置かれるものであるから、その間に入札者が1人しかない場合もありうるのであり、競争入札を進行せざるをえないこととなる。開札の結果、その者が予定価格の制限内の入札をした者であるときは当然落札者すべきものである。これを、ただ1人しか入札者がなかったということで、当該競争入札は行われなかったのだと解し、他に、競争者がいないという理由でその者との随意契約に移行するといったような取扱いをすべきではない。令第167条の2第1項第6号において、『競争入札に付して入札者がいないとき』は、随意契約によることができると規定しているのは、1人でも入札者があるときは、競争によって相手方を選定できる余地のあることを示しているともいえる」。こういった、ごく一般的な行政解釈というのがあるわけですが、杉並区におきましては、まず前段といたしまして、指名競争入札には1人である入札者ということはありません。当然のことながら、発注者側がある一定の条件、これを前提にしながらそれぞれ良質な業者を選ぶということになりますので、指名競争入札においては1人における入札執行ということはありませんと、そのように考えてございます。また、ここにございませうように一般競争入札においては、応札する以前の段階でそれぞれそういったリスクヘッジをしながら、一定の採算性をも含め、その発注案件を受注するかしないかと、こういったその可能性を含めてその選択の余地が自由に与えられている。したがってそこで応札を結果的に1社しかしてこなかったということは、その間において既に一定の淘汰という名のもとに競争が行われたというふうに区としても考えてございます。

またここには書いてございませんけども、いわゆる民法原則によれば、各社間、距離的に物理的に離れている場合、こういった場合には申し込みの撤回ができない。この原則はこの自治法の施行令の中でもそのまま生かされておまして、入札を応札した者、これについてはその応札そのものを撤回できないということになってございます。ということは、逆に解釈すれば、仮に1社であったとしても応札そのものを有効としてその審査の対象に付するということが必然的に求められてくるというふうに、区としては考えてございます。

それ以外については、今読み上げたように、この競争入札に付して入札者がいないときというときは随契ができると規定してございますが、1人でも入札者があるときは競争によってできるんだといった解釈も同時に成り立つといったことがこの文書では書いてあるということから、区としてもこの一般競争入札においては、先ほど委員おっしゃってございましたが、当然のことながら複数、それも匿名性を確保しながら良質な業者間における競争というのが落札率を下げていく大きな要因になるというふうに考えてはいますけれども、ただ、そのときに予定価格のありようによっては、予定価格が高ければ当然のことながら落札率は下がる。同じ金額であっても、予定価格の設定の仕方が厳しければ、落札率はかなり高めに、同じ金額、同じ積算根拠に基づいて行った場合であっても、落札率はどうしても上がってくるということは、言ってみれば入札の本質としてあり得る。いずれにしても、この一般競争入札における応札者1人という事態は、一般競争がそもそも自由な選択の中で不特定多数の者の参加を認めていくという原則から考えれば、結果としてこういったこともあり得る。そしてまた、あり得る以上は先ほど申し上げました理由によってそれを有効と、むしろ予定価格範囲内かどうかという審査を発注者側が求められるというふうに考えております。

会長 ありがとうございます。その議論の前にこの入札、資料8の杉並公会堂よりもさらに変則的な事例が既に出ていて落札者が決定しているのが、東京都のやつなんですね。これは総合評価一般競争入札で全く同じ方式で、これは入札参加自身の審査にかかったのが大体1社ということで、1社1社でこう来て、一応落札は終わっているわけですね。ですから、ぎりぎりした法的な論争をやれば、多分今の事務局の説明で私も調べましたけど、いいんだと思います。と思いますが、結局、その背景にあるのが総合評価一般競争ですから、少なくともそういう公告で、こういう競争条件でやるというのを公告することによって競争が担保されているということなんですが、要するに一般の方からすれば、実際、参加が1社だから、本当か、競争かねという疑問が出るのは、これはいたし方ないところなんですね。しかし、法的には問題ない。じゃあ、問題ないのだったら実際に実害がないかということで、結果的にここの審査委員会がどれくらい機能しているかということの装置がもう一つ用意されているんだというふうに思います。

問題は、ですから、事前に私も申し上げておいたんですが、要するに結果的に区民に実害があるかどうかという視点が、同時に必要なわけですよ。形式オーケーで実害があるという場合もあるし、形式の論争というのはありますから、それからいうと、一応審査委

員会でクリアはしているということにはなりますが。その前に、委員のこの件についてのご意見をちょっと読み上げていただけますか。

経理課長 はい。

「入札参加者が1社の場合における入札の有効性と競争性について。最終的に入札参加者が1社しか残らなかったという事実の解釈については、二つの可能性が考えられる。一つは、入札予定価格の設定水準の採算性に関する判断などから、結果的にたまたま1社しか対応できなかったということである。もう一つは、入札業者間に談合など何らかの不正行為が行われた可能性である。前者であれば問題はない。結果的に1社入札となったとしても、入札するか否かの段階で競争原理が働いていたと考えることができ、入札の有効性、競争性は否定されないと判断される。後者については、今回の入札に応募しながら結局入札への参加を見送った2社の関係者や専門家などから、最終的に入札参加を見送った背景について改めて聴取し、事実関係を明らかにすることが必要であると考えられる。なお、仮に上記の調査を通じて個別具体的な問題が発見されなかった場合でも、今後、必ず複数者が入札に参加することを競争入札の条件とするようなルールを定めるなど、行政執行における透明性を確保する対策を講じることは検討に値する。

最後に、留意事項についてつけ加える。こうした契約の場合、一たん落札した後、落札業者の方から設計変更が提案され、それが認められて変更部分について随意契約を締結することがある。その場合、設計変更の部分のウエートが大きくなり、その結果、最終的な請負価格が当初の落札価格に比べて大幅に上積みされる可能性がある。今回の案件については、そうした随意契約の対応により実質的に大幅な価格上乘せが行われることのないよう、厳格にチェックしていくことが必要である」。

以上です。

会長 私の意見は最後に述べることにして、この委員の意見も参考にされることは別はないのですが、どうぞ、一応各委員のご意見を。どうぞ。

委員 私は、この話の前に、さっき原課長が予定価格が低めであれば数が少なくなり、高めであればたくさん入ってくるという話がありましたね。その高めか低めかというのは、ちょっとこれ、はっきりと定めようがないわけで。そうすると、先ほどの一連の、小学校から杉並に至るこの左から右の表を見て、じゃあ、右側にすれば、高めの入札価格だったらもっとたくさん入ってきたよということになるのかどうか。つまり、高ければ低いところに応札してくれる会社がかかりふえるという、そういう関係がありますね、単純に。だ

から、私は高めか低めかというのは余り決めようがないわけで、それはちょっと、余り判断のできない話になっちゃう。例えば、その予定価格を決めるときの算式は多分ここにあったような、さっきちょっと話題になりましたように、原価率が幾らで経費削減率が何ぼというのは、これはもうずっと同じやり方でやっているわけでしょう、多分、過去の数年間。今回がこの数字になったわけじゃなくて……。

管理課長 その基本的に、一般的にPFI手法ではこういうその原価率とか削減率が用いられています。

委員 そうでしょう。

管理課長 ということで、個別の案件についてはこれを使わないケースもあるかと思えますけれど、すべてがこの原価率でいっているかと……。

委員 ですよ。ですから、この先ほどの入札概要のこの七つの案件を見ても、多分同じやり方でこの計算がなされてきて、それで予定価格が定められたと。だから、高めか低めかというのは、これは全くそれはあり得ないわけで、偶然それが高めだったか、偶然低めだったかはあるかもしれないけれども、私のというか、出す側からすれば高めか低めかは、全くこれは、形式的にこれは同じ数字を使ってやったらこうなったよというだけのことですね。それに対してたくさん入ってきたときもあれば、少なく入ってきたときもある。それは高めだったからどうだ、低めだったからどうだという問題じゃなくて、たまたまそれは応募者がたくさんいたというだけのことだろうと、そう解釈するしかないと思うんですよ。後から聞いてみたら高めだとおっしゃった会社がいたかもしれないけれども、当方が設定した予定価格というのは高め、低めの関係なしに、この粛々と同じ算式で計算したらこれが予定価格だったよと、こう説明するしかないんじゃないかなという気が、僕は一つしています。

それから、委員のお話に関連しては、その一つしかいなかったからということと談合というのは、必ずしもこれは結びつかなくて、3社出ても談合はあるわけですから。だから、1社いたということが不正行為ということに直結して考えずに、やはり不正は不正で排除するのはもう別の手だてをとるんであって、1社いたから不正だというんじゃないくて、何社いたって、不正がある場合があるわけですよ。つまり、3社全部入札していきながら、そのお互いの値段を相談した上で、Aさん、Bさん、CさんのBさんに落ちるように相談して三者が出してくるということがあるわけだから。そういう意味では、1社ということと談合というのは一応切り離して考えて、私は今回の1社というのは談合とは別問題とし

て、その以前にちゃんと競争が行われる条件があって、その中でその入札以前にもう断念しちゃったとかいう方もいたとしても、それはもう競争の中で断念しちゃったんだから、それはもう競争がそこで行われていて、最後にまないたののってきた方が1社だったというのは、ある段階の競争のいろんなレベルがあって、その、ある、最後の土俵に乗ったところが1社だったということで、これをもって競争がないということではなくて、競争は依然としてあったというのが、私の結論なんですけどね。

会長 ということは、有効性と競争性は認められるけれども、あといろいろ、改善点とかそういうのはかなりの余地があると、こういうことですよ。

委員 そうですね。

会長 ぎりぎりした議論をすれば。

委員 ええ。

会長 じゃあ、どうぞ。

委員 この入札予定価格なんですけれど、これはどちらで検討されているんですかね、最終的にチェックを受けているのは。

管理課長 区がコンサルを含めまして設定した金額です。

委員 これについては、審査委員会は関係ないわけですね。

管理課長 直接的には関係ないですね。

委員 この入札予定価格については、今のところは何か問題になっているようなことはないということで。

管理課長 現在のところはございません。

委員 そうですか。そうしますと、入札者が1社ということで、それが果たして問題があるのかというと、まず実害の面で問題があるかどうかということになれば、まずそれ以下で入札予定価格という上限があった。当然、以下でなかったらだめでしょうけれど。あと審査委員会の方で基礎審査、定量審査を行っている。定量審査の方はどっちみち1社しか参加していませんからゼロでも通っちゃうのかもしれませんが、得点を上げているという意味で、まず1社での実害がないということと、それから入札者は他の入札がいないうことについて責任はない。当然、私だけ参加して、他に参加者がいなかった場合にその責めを負うということになればおかしな話だと。それから、それが競争性、有効性に関して問題があるとした場合に、例えば入札を無効とした場合には、今度、区の責任問題が発生してしまうのではないかと。それから、入札者が少ないのが、そもそもこの表、これが

代表例か一般の例かちょっとよくわかりませんが、当初は多かったのが最近になって大分少なくなったと。これは、単純に考えてもその30年間のPFI事業をやることに対するリスクと収益、なかなか見きわめがつかないんじゃないかというふうに、はたで見てもそう思うんですけど。ですから、それが1社だったことに関する責任が区にあるとも思えないと。広く公告をして入札希望者を募集した。とりあえず、18件の問い合わせがあったとか3グループが表明したとか、そういった状況下で入札を進めているという状況において、結果としてその入札者以外は入札の権利を行使しなかつただけだと。入札者に瑕疵はないのであれば入札は有効であり、競争の結果が1社参加にとどまったということで、これをもって直ちに何か問題があると、残念な結果であったけれどそれだからどうしようもないんじゃないかというふうに。それで、特に実害はなかつたんじゃないかと。もう一社いれば、予定価格よりもっと低くなったかもしれませんが、あるいは、定量審査の方でもうちょっといい結果が出たかもしれませんが、だからといって、それですべてご破算にするというようなことはできないだろうというふうに思います。

会長 消極的にやむを得ないということですね。要するに法的にぎりぎり、いわば有効でないとは言えない、あるいは競争性がないとは言えないと、こういうことのケイゾクですね。

委員 そうですね。

会長 どうぞ。

委員 先ほど資料7で事例のご説明をいただきましたが、一般に入札開始から締切まで、これは多分その公表、入札の公告から入札までの間というこの一定の期間というのがどうなのか、その期間が妥当だったかどうか、他の案件を見るとそれほど長い期間を置いているというのわからないので、そういう期間であればこれも妥当であるのではないかと。その準備期間、調査期間、検討期間を置いての業者の選択の時間があつたということは理解するところじゃないかなと思います。

それから、ここでの競争性というところを明確にするため、最初の対象者がどのぐらいの事業所があつて、この段階で何社ということが判りやすい資料があるといいですね。いろいろなところを探ると、ある資料には最初に十何社あつたとか、あるところでは3社から1社になったとかいって、資料がばらばらなので、できればそういうような何か一覧というか一表で、競争性があつて、その段階で淘汰 淘汰という言い方はちょっと違いますね。その段階で業者、企業が辞退をしたというようなところの推移がわかるような、結果、1

社になったと。3社から直接ダイレクトに1社になったというところではなく、もっと前の段階からのものが何か一表にあると、もっと理解しやすいかなと思います。

それから、最終的には1社入札されたということに対しては、その競争性というのはその段階を踏んであるならば、これは要件をクリアしているのではないかなというように所感を持ちました。

以上です。

会長 ありがとうございます。私の意見は、事前から今皆様のご意見とほぼ同じであります。有効性があるかないかとか、競争性があるかないかと言えば、ないとは言えないと思いますね。ないとは言えないというのは、要するに、ですから消極的にはこの結果は認めざるを得ないということは思います。ただ、その委員のコメントにもありますように、若干気になりました点を申し上げますと、ほかの委員の方のご賛同を得られればそういうコメントを追加したいのですが、資料4の1ページ目の落札者決定方法の流れを見たり、あるいはそれ以降を見ますと、やはりその審査委員会が優秀提案を選定するプロセスを読む限りにおいては、ここの段階で1社になるということは、どうも想定されておられないんですね。したがって、これは想定してないからそういうことはこの落札の決定基準に違反しているとは言えませんが、そこまでは言えませんが、やはり落札のこの前の段階で優秀提案を選定して、例えば4ページ目の3の(5)あたりの表現を読み上げますと、「総合評価値の最も高い提案を優秀提案として選定する」と、こうお書きになっているわけですね。そういうことは、暗に複数の提案が残るということを想定されているというふうにも読めるわけですね。そういう意味においては、この契約自身は無効にすることは私はできないと思いますし、あるいは競争性もあるとは思いますが、少なくとも誤解を与えるということと、委員もご指摘のような点、あるいは委員もご指摘になったように、少なくとも複数の競争者が顕在化しているということがこの審査委員会の機能をより有効に発現できると、私も思います。したがって、その点については改善を区で図っていただきたい。そして、審査委員会にもそういうふうに、この落札基準の改定を、できましたら検討をお願いしたいと思います。

問題は、そこら辺は多分ご賛同を得られると思いますが、委員のこのコメントについて全く無視するというのは、私は会長としては非常に責任感があります。ただ、結果的には多分同じことにはなると思うんですが、一応……、提案ですよ、これから私の、会長の提案で、皆さんがそんなのやめておけと言われれば、やめます。やめますが、多数決をとり

ます。要するに、入札を見送った理由というのは一応事務局からお聞きしています。多分そのとおりだろうと思いますが、これは事務局じゃなくて、会長名で直接その2社に直接不参加の理由を確認する。私あてに返事をいただく。それで、その間に談合というか、そういう不正行為らしきものが全く理由として読み取れない、あるいはあり得ないということの確認が得られれば、今のきょう二つの問題についての一応結論と改善案というのは今のことですね。それで、外部評価委員会の意見としてまとめたいと。ただ、その2社から、いやいや、事務局の説明とは全く違っていろいろトラブルがあったんだということであれば、これはもう一度お集まりいただくということにすれば、委員もご納得いただけるかなと思いますが、そこまでやらなくてもいいというご意見であれば、心証的には事務局を信用すればそういうことになるのかもしれませんが、慎重を期したいというのが私の判断ですが。4人か。4人ですから2対2になると困りますが、いかがでございましょうか。いや、ご欠席されているものですから、この意見を我々として拒否できる判断材料がないわけですよ、残念ながら。この外部評価委員会として。

委員 その前に一つ確認なんです。入札というのは競争ですよ。

会長 そうです。

委員 そういう中で、社の事情さまざまあって、その理由というのは企業の方で明かす……、聞くことは可能なんですか。

会長 いや、明かすというのは、要するにその聞き方だと思うんですね。ですから、経営上の判断だと、そういう格好でもいいと思うんですよ。別に個別具体的じゃなくても。いや、それは、どうぞご自由にご意見をおっしゃっていただければいいのですが、僕は委員に対して、おまえの意見は無視するぞという場合の論理武装ができないと……。

委員 当初から、例えば入札参加を表明した会社は、入札を辞退した場合に……。

会長 いや、僕、結論的には、入札を辞退してもこれは有効で競争性はあったと思いますよ。思います。もう、この一般競争総合評価方式を採用して公告をした段階で、競争性は担保されていますよ。この契約も有効であるという結論は変わりませんよ。変わりませんが、これはだからこの入札監視の役割を期待されている我々がやるべきことなのか、議会でそれは自由におやりになればいいことだという判断も成り立つわけですね。だから、入札監視の我々の機能としてはそんなところまではやらなくてもいいということであれば、私はそれでもいいと思います。委員にはそういうふうに私の方からご返事をするということでも構いません。



委員 いや、私は今の、最後のお話に共感しますね。私どもがその入札辞退者に理由を説明しなさいというのは、私どもの職分からするとちょっと踏み込み過ぎているんじゃないでしょうか。

会長 それはそういう判断もありますよ。

委員 だから、それはやらなくてもいいんじゃないかなという感じはあるんですけどね。

会長 ですから、基本的に、これ、議会被されることなんですよ、監視業務ですから。だから、それは私は固執しませんが、ただ委員がここまで掲げられると、どういうふうにお答えすればいいかなということで、「必要である」ということをおっしゃっているんですが。ですから、3対2だということで記述しても構わないんですけども、「必要である」とお書きになっているから、じゃあ、これをどうやって踏まえるかなと。

委員 それは私どもが「必要である」ということですよ。

委員 我々だということは別に書いてないんですけども……。

会長 うん。いや、そういうことじゃないんですか、でもここで言っている「聴取し、」というのは、そういうことじゃないですか。だれかがやれということ。

委員 ある意味では、ここは監視委員会なので、こういうことが必要であるという提案を出す……。

会長 ちょっともう一回この、うちの入札監視の規約を読んでいただけますか。そこで判断しましょう、冷静に。なるべくなら、それは私はやりたくないんですけども。どこが規定があるかということで。本来やらなきゃいけない業務であればあれだし、両方読めるといのがあれば、余計なことは何もやらなくてもいいですし。入札監視の役割としては、どういうふうになっていますかね。最初の資料にありますね。

経理課長 要綱上の文言でございますが、「入札及び契約手続の運用状況等の報告に対する意見の具申に関すること」。もう一点が、「入札及び契約手続に関する利害関係者からの苦情申立の処理に関すること」。

以上の2点でございます。

会長 苦情の申立は、今のところないですね、2社から。

経理課長 ございません。

会長 であれば、やらなくてもいいわけですね。あればあった段階で、利害関係者が議会の議員先生にもしあるとすれば、その方からあればお引き受けするというところで、今の段階としてはそこまでは我々としてやる必要はないという判断を私はとりたいと思います。

この主語が書いていないからわかりませんが、ご欠席の委員にはそういうことで、我々の当評価委員会の所掌からいって、それはそういう利害関係者から正式にあった段階でその点は考えましょうということによろしいでしょうか、そうしたら。全員一致ということで。

( 異議なし )

会長 そうすると、きょうの議事をもう一度まとめますと、まず審議の第1点の、本事業、いわゆるPFI事業を実施する民間事業者の募集及び選定に関し、総合評価一般競争入札を適用したことについては妥当と認める、というのが第1点でございます。

第2点、入札参加者が1社の場合における入札の有効性と競争性についてというのは、これは結果的に1社になりましたが、入札の有効性なり競争性がなかったとは言えないということで、これは有効性と競争性はあったというふうに、若干消極的ではありますが認める、ということになります。ただ、今後の改善点としては、この落札基準等からいっても、趣旨からいっても、これは優秀提案を述べる段階で複数者を想定されておられますから、委員もご指摘のように、最終的な審査委員会の優秀提案にかかる前の段階において、すなわち入札参加者が複数になるようなことを原則とするように改善を図っていただきたいということで附帯意見をつけるということによろしいでしょうか。そういうことでよろしければ、文面等はまた各委員の方に確認していただいて、正式的に申し上げるということで、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

会長 では、本日はこれで終了ということで、ちょっと時間がオーバーいたしました、重要な案件でございましたので少し時間が超過いたしました。

政策経営部長 どうもありがとうございました。

行政評価担当副参事 ちょっと、最後に事務連絡を事務局からさせていただきたいと思っております。

まず1点目が、この間の主要の計画等を資料としてお配りさせていただきたいということで、今これから配らせていただきます。行革の経過、それから区の総合計画、それから自治基本条例というものが決まりまして、その中で行政評価が根拠づけられたということですので、自治基本条例をお配りしてございます。

それから、次回の日程でございます。今年度最後の会になると思いますが、今年度、政策評価、施策評価を執行してございまして、それらを外部評価していただくということになるかと思っております。その日程でございますが、お手元に配った2月3日から7日の項で、

できればきょう、都合の悪い日にコマを入れていただければというふうに思います。きょう日程がわからなければ、また後日でも結構でございます。

なお、あわせて政策評価、施策評価の次回のご検討に際しては、事前に十分資料をお送りしたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会長 どうもありがとうございました。今、日程がわかる方はお書きいただいて、わからない方はメールかファクスでということによろしいですね。

では、どうも、長いこと、ありがとうございました。本日はこれにて終了いたします。